

木津川市行財政改革推進委員会 会議経過要旨

会 議 名	平成30年度第1回 木津川市行財政改革推進委員会		
日 時	平成30年8月3日（金） 午後2時～午後4時10分	場 所	木津川市役所本庁舎4階 4-3会議室 （公開）
出 席 者	委 員	<input checked="" type="checkbox"/> 澤井委員（会長） <input checked="" type="checkbox"/> 新川委員（副会長） <input checked="" type="checkbox"/> 可知委員 <input checked="" type="checkbox"/> 木村委員 <input type="checkbox"/> 山岡委員 <input checked="" type="checkbox"/> 山口委員 <input checked="" type="checkbox"/> 駕田委員 <input checked="" type="checkbox"/> 神野委員 <input checked="" type="checkbox"/> 辻野委員 （出席： <input checked="" type="checkbox"/> ） （欠席： <input type="checkbox"/> ）	
	その他出席者	（傍聴者）4名 田中副市長＜挨拶時のみ＞	
	庶 務	（事務局：総務部財政課行財政改革推進室） 池尻総務部長、松井室長、広瀬主任	
議 題	1. 開 会 2. 委員紹介 3. 会長・副会長の選出 4. 議 事 （1）第2次木津川市行財政改革行動計画の進捗状況について（報告） （2）第3次木津川市行財政改革行動計画（素案）について（審議） （3）委員会活動に係る検討について（審議） 5. そ の 他 （1）参考資料の内容説明 （2）第2回委員会の日程調整 6. 閉 会		
会議結果要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第6期委員会の会長に澤井委員、副会長に新川委員を選出した。</li> <li>・第2次木津川市行財政改革行動計画の進捗状況について説明を受けた。</li> <li>・第3次木津川市行財政改革行動計画（素案）について説明を受け、内容の審議を行った。</li> <li>・今後の委員会活動について、次回の審議に向けた整理等を行った。</li> <li>・第2回委員会の開催日程について、次のとおり決定した。 第2回 平成30年10月10日（水）午後2時から</li> </ul>		
会議経過要旨	1. 開 会  副市長挨拶 ◎河井市長が他の公務のため、代理の田中副市長から、開会に際して挨拶を受けた。		

## 2. 委員紹介

◎委員相互に自己紹介を行い、加えて事務局職員の紹介を受けた。

**参考資料 1 木津川市行財政改革推進委員会（第6期）委員名簿**

※田中副市長は公務のため、以降は退席。

## 3. 会長・副会長の選出

◎委員の互選により、澤井委員、新川委員両氏の承諾の上で、会長には澤井委員、副会長には新川委員を選出した。

澤井会長挨拶

○第6期は第5期とは異なり、普通交付税の減額によって、かなり多額の一般財源が削減される。税収は伸びる傾向にあるが、歳出削減を行わずにいと、基金も十分でない状況では、財政収支が悪化することは明白である。本格的な行財政改革のためには、子育てや子どもの安全などの重要事項を選択して強化しながら、歳出削減と歳入増加を目指すという難問に取り組む必要があり、皆様のご意見を踏まえながら、適切な助言をしていきたい。

新川副会長挨拶

○副市長のご挨拶にもあったように、本市は現在、人口と納税者が増加している、全国でも稀な恵まれた地方公共団体である。しかし、普通交付税は既に減額となっており、人口構成の変化による人口減少・高齢社会といった動きにもいずれ直面する。今までの市の政策は拡大基調を主としていたが、向こう10年の間に、安定を保ちながら市の機能を縮小して社会の情勢に合わせていくといった、今の時期から先取りの行財政改革を進めていかなければならないのではないかと考える。難しい舵取りだとは思いますが、将来への展望と安心して暮らせるまちにできるような形でお役に立てればと考えている。

## 4. 議 事

◎木村委員を、本日の会議記録署名委員に指名した。

(1) 第2次木津川市行財政改革行動計画の進捗状況について（報告）

◎事務局から、第2次木津川市行財政改革行動計画進捗状況について報告を受けた。

資料 1-1 第 2 次木津川市行財政改革行動計画進捗状況（平成 29 年度）

資料 1-2 第 2 次行財政改革行動計画項目一覧（平成 29 年度末・5 年間総括）

質疑応答など

- 「主な指標」の設定に統一性がないため、評価が適切かどうかの判断がしにくいと感じる。何らかの一定の基準を設けるべきではないか。  
⇒指標は、それぞれの取り組みによってどのような効果が現れるのかを考え、設定しています。また、その設定には何らかの統一ルールというわけではなく、それぞれの項目を判断するのにふさわしい指標を設定していますので、それぞれ独立した項目を評価するための指標とご理解いただきたいと存じます。
- 行動計画項目一覧は、相対的評価ではなく個別評価となっており、項目の指標には、それぞれ具体的な内容が明確に設定されていると考える。別に指標等を設けて評価するための議論を深めるためにも、適切な代替案などを示しながら、ご意見を願いたい。
- 検討を要するという事で、この場で代替案として挙げられる内容はないが、例えば、「No. 50 生活保護の適正化」については、指標と評価の高さが必ずしもリンクしておらず、「No. 99 庁舎等の省エネ対策の推進」については、理解しにくい指標が設定されている。これらの例からも、一定のルールに沿った基準で指標を決めることが重要ではないかという意見である。
- 専門的な単位などによる指標については、わかりやすい説明なども必要ではないか。  
⇒ご指摘のとおり、注釈で説明することなども検討します。
- 行財政改革行動計画の評価は誰が行っているのかなどについても、市民に対する情報提供が必要ではないか。  
⇒項目一覧の元となる個表につきましては、原課から提出後、市の行財政改革推進の母体である、市長を長とし全部長で構成する行財政改革推進本部に内容を諮り評価を決定しています。また、当委員会にはその評価の報告を行い、ご意見等を頂戴してきたところです。また、評価方法につきましては、長年に渡りご指摘をいただいていたところですが、第 2 次の期間中は今までと同様に内部評価とし、第 3 次からは、本日の委員会の意見も参考にしながら、評価方法も検討します。
- 評価を行っているのは原課なのか。  
⇒原課でまず評価を行い、組織として上位にある行財政改革推進本部でその内容を確認・決定します。
- 「No. 1 市民協働のあり方と手法の検討」「No. 3 行政地域制度の

推進」は、内容的に重なると考える。また現在は、市民協働をどのように進めるかという時期なのに、今も「手法の検討」では、検討期間が長すぎないか。内容は第3次の期間にもつながることだが、「検討」をどのように転換して、今後の議論を進めていくのか。

⇒「No. 1」と「No. 3」の違いとしては、「No. 1」は市民協働について全体的にどのような方針を立てるかという項目、「No. 3」は市民協働の中でも「行政地域制度」に特化した上で、その制度における交付金の見直しなど、より限定した取り組みについての項目です。毎年、さまざまな観点からの見直しを行うことで、「検討」の状態が続いているものもあると考えられますが、項目設定にあつては、それぞれの時点において原課で取り組むべき内容を挙げているため、第3次においても同様の形になることも考えられます。

○木津川市には、「市民協働の原則」をどのようにして立てるのかという検討が必要ではないか。奈良市であれば「対等の原則」をはじめとした8原則を定めており、それを職員の共通事項として始めて、市民との具体的な協働が可能になるとしている。地域では市民が主体であり、行政はその活動を支援するという立場である。木津川市においては、職員がそのような役割を果たしているのか、行政地域制度を含めた市民協働をどのように変えていくのかを考えなければ、現状の追認となる。そのため、第3次においては、何を変えていくのかという議論を本格的に行うことが必要ではないか。今後は、交付税が減額する一方で、職員の仕事量は増大し、財政も萎む。そうすると、それを支えるのは行政だけではなく市民の力である。やれることは市民が行うということ、そのためのエンパワメントの姿勢がなければ、地域はもたないだろう。そのあたりの基軸がはっきりしていないのではないか。

○コミュニティバスのワークショップなどでも、地域からの強い要望等があっても何か一步踏み出せず、幅広い庁内検討の結果ではなく、所管課が出した結論ではないかと感じることもあるので、ぜひとも各課連携は強化されたい。

○市民協働についての職員研修をぜひ実施してほしい。

⇒ご指摘のあった市民協働については、その内容に特化した職員研修などは行っていませんが、行財政改革大綱策定当初より、基本理念の「市民と共に創る、協働の自治体」、重点改革項目の「協働の市政の推進」として目標に掲げている項目でもありますので、言葉だけではなく、その内容を具現化させるためにも、本日のご指摘を踏まえた取り組みを行っていきたく存じます。

○各項目が目指す大きな目標を立て、それがどのような効果を生むのかを整理し、その大きな目標の達成のために実施すべき確認事項を設定することが必要ではないか。項目に取り組む職員と評価する職員が同じであると考えられるため、「行動」に着目されがちであり、確認という過程

が求められるのではないか。

○C評価となった項目の理由は何か。

⇒「No. 54道路台帳の更新時期」については、道路台帳の更新を隔年にして費用を抑えるという提案でありましたが、この間、特に城山台地域等における道路の変動が大きく、平成30年度までは手書き修正などでの隔年対応ができなかったことから、C評価となりました。

「No. 60団体支援の適正化」については、先進自治体の事例調査から、団体支援に係る指針等を策定する目標でしたが、各課の個別の動向に対応するのみで、指針の策定ができていないことから、C評価となりました。

「No. 64公園都市緑化協会」については、事業内容の精査等は行ってきましたが、抜本的な見直しには至らなかったことから、C評価となりました。

「No. 92総合がん検診事業自己負担額等」については、通知発送業務などの見直しは行いましたが、抜本的な自己負担額や免除要件の見直しできていないことから、C評価となりました。

○「No. 60」については、5年間のうちに、なぜ全体的な指針が策定できなかったのか。

⇒当初は指針等を策定する目標で項目設定を行いましたが、指針を作るより前に、各団体において補助金の見直し等が進められたものもあり、それらの個別の状況を他事例に活用するような指針としてまとめることができず、結果、団体ごとの個別対応となったためです。

○一覧の外郭団体の取り組みを見ても、進捗状況が一定ではなくばらつきがあるため、市として外郭団体にどのような見直しを行いたいかが見えてこない。一定の指針を策定しないと、各団体と原課が個別に見直しを進めることになり、状況が変わらないことも想定されるので、第3次に向けても検討されたい。

○行財政改革に関しては、歳出の抑制は行われている印象だが、同様に歳入の強化も必要ではないか。「No. 83ふるさと納税の推進」「No. 84企業誘致の促進」については、収入増加に向けて、今以上に取り組んでほしい項目である。「No. 83」では、他市町村の成功事例なども研究し、「No. 84」では企業への一層の売り込みを検討されたい。また、歳出としては、社会福祉費や医療費の増大が懸念されるため、他自治体の取り組みも参考にしながら、高齢者の健康体操教室の実施など、長期的な視点で医療費等が抑制できるような仕組みを検討してはどうか。

⇒ご指摘のとおり、歳入の確保は重要であり、第3次行財政改革大綱においても、重点改革項目の中で示したところです。ふるさと納税については、寄附金の増加に向けて、市の特色を活かした魅力ある返礼品を発掘するよう努めています。また、企業誘致については、自前の工業用地を

保有していないため、企業が希望するような土地について、市が直接取引を行えないのが実情ですが、URの開発した造成地では、ほぼ誘致が完了できたことから、一定の成果は得られたものと考えています。

また、健康増進事業につきましては、積極的な取り組みを進めます。

- 現在、市内各地で行われている事業もあるので、そのような取り組みをより拡充していただきたい。

## (2) 第3次木津川市行財政改革行動計画（素案）について（審議）

- ◎事務局から、第3次木津川市行財政改革行動計画（素案）の説明を受け、内容の審議を行った。

資料2-1 第3次木津川市行財政改革行動計画（素案）

資料2-2 第3次行財政改革行動計画（素案）項目提案一覧表

資料2-3 第3次行財政改革行動計画（素案）重点改革項目別一覧

### 質疑応答など

- 資料2-1の「財政収支見通し」で示された経常収支比率の悪化は、大変衝撃的な数値である。全国平均は92.5%程度で、京都府平均は93.7%のところを大きく上回り、平成31年度には100%を超える見込みとなっている。人間の体に例えると、全国平均を超えると要治療、100%を超えると重症と言われており、目標の97%未満は必ず守らなければならない絶対条件である。市民協働として市民を巻き込んで対策を立てて臨まなければ、将来取り返しがつかなくなると考える。

- 平成27（2015）年度と2021年度の歳出を比較すると、2021年度の全体の歳出は減少しているにもかかわらず、経常収支比率は悪化している。それに対して「この内容の歳出増加が経常収支比率悪化を招いている」といったことを市民に説明できるように内容精査を行い、具体的な削減方法を示さなければならないのではないか。例えば、人件費は抑制できているが、非正規職員給与を含む物件費が増加している現状などについても、説明責任を果たすことが必要ではないか。

⇒表で示した財政見通しは、現在の確定数値から将来の見通しを立てたもののため、不確定要素や今後の行財政改革の取組効果によって、数値が変わってまいります。そのため、現状のまま推移するとこのような見込であるというものとして、この表のような状況にならないように危機感を持ち、改革を進めてまいります。また、内容の精査については、確定数値に基づき、今後の将来予測をできる限り反映させているものであるという点をご了承いただきたいと存じます。

- 例えば、扶助費においては、平成27（2015）年度と2021年度を比較すると、約120%の増加であり、社会保障費が増えているという点を市民に説明することで、説明責任が果たされると考える。

- 他の地方公共団体と比較すると、木津川市の財政状況は悪いのか。
- 経常収支比率を見る限りは悪いと言える。
- 市民はそれを感じているだろうか。
- 木津川市は人口も増加して税収も伸びているため、市民がこの危機を認識しているかという点は気にかかる。
- 認識の点では、市民だけではなく職員も同様だと考える。
- むやみに危機感をあおることは避けたいが、説明責任という立場から、「現状からこのように対策をする」という点を、広報等の手段で市民に知らせることは必要と考える。現在の状態ではプライマリーバランスもマイナスであるし、自身も今に至るまで財政状況の悪化を意識していなかった。
- 経常収支指標で問題となりやすいのは人件費だが、実際に増加しているのは物件費や補助費である。これらで市民に対するサービスを行っているが、増加しているこれらの部分の抑制が、具体的には補助金の削減や、市の施設の閉鎖につながる。その流れを市民に説明しなくてはならないのではないか。
- 市民に痛みを感じてもらうことも必要になると考える。
  
- 本市の人口は増加しているが、高額所得者が減少する一方で、年間所得300万円以下という低所得者が増加している。人口増加は必ずしも税収の伸びにつながらない例もあるため、その点の分析もお願いしたい。また、行動計画（素案）の項目が103項目と多数だが、重要な内容と経常業務的な内容に区別し、経常的なものについては、項目から外すべきではないか。小さな内容も含まれているため項目が多数になっているが、委員会での審議回数も含め、策定スケジュールに問題はないか。
- ⇒お示ししている行動計画（素案）につきましては、本日いただいたご意見を参考に修正等を行った行動計画（案）を、行財政改革推進本部に諮り策定いたします。そして、策定した第3次行財政改革行動計画につきまして、10月上旬に開催予定の当委員会にて報告させていただく予定です。また、項目の精査につきましては、効果額が小さな項目であっても行動計画に掲載し、市が取り組む改革内容として外部に示すという方針で進めたいと存じます。
  
- 「参考資料2」では、平成30年度と平成29年度を比較して職員数が15人減少しているが、嘱託職員と臨時職員の状況はどうか。正規職員が減少しても非正規職員が増加しているのであれば、財政効果はないのではないか。また、現在、職員給与が2%削減されているが、総理大臣が示した賃金増額の方針や人事院勧告を併せると、最終的には大きな給与削減幅となる。給与削減は職員の士気にも関わるので、時期尚早ではなかったか。
- ⇒平成30年度と平成29年度の嘱託職員と臨時職員の推移については、

手持ち資料がないため詳しい人数は不明ですが、近年においては横ばい傾向であったと考えます。また、職員給与の削減につきましては、普通交付税合併算定替の最終年度に向けた対策として、3年間の期限で実施することとし、市長の訓示なども通じ、職員一丸でこの事態を乗り越えるという意識で職務にあたっています。なお、人事院勧告による改定については、削減に関係なく反映されます。

○基金残高が100億円以上あるので、それを取り崩しても、職員給与削減は避けるべきだったと考える。

○2020年度から嘱託職員と臨時職員が会計年度任用職員に切り替わり、人件費は増加すると予想されるが、給与等についてはその変更も含めた議論がなされているのか。

⇒本市の定員適正化計画が今年度で期間が終了するため、会計年度任用職員も含めた内容で、新たな定員適正化計画の策定作業が進められると考えます。しかし、会計年度任用職員の制度には未決定の内容もあることから、どの程度盛り込むかなど具体的な内容は、現時点では確認しておりません。

○非正規職員の雇い止めなど、違法行為になるものは絶対にやめること。また、職員給与の削減も、きちんとした説明があって実施されるのならいいが、そうでなければ士気に関わる危うい内容だと考える。

⇒行政として違法行為に当たるような措置はとりません。また、職員給与の削減については、職員への説明はもとより、行財政改革として必要であると理解しているものと考えています。

○非正規職員の雇用関係については、有期雇用を見据えたら合法だと考える。5年雇用するというルールの間中、4年目で雇い止めするのは違法だが、1年単位の更新であれば問題ないのではないかと。

○これに関して、総務省の指導などで示されるものもある。

⇒法令順守の姿勢で対応します。

### (3) 委員会活動に係る検討について（審議）

◎事務局から、今後の委員会活動の取組み案についての説明を受け、審議の結果、「第3次行財政改革行動計画の進捗状況」に対する外部評価を行う方針で、次回委員会で改めて審議することとした。

資料3-1 新たな外部評価の取組み案について

資料3-2 平成29年度木津川市事務事業評価結果（平成28年度執行分）

質疑応答など

○（案）にある「第3次行財政改革行動計画の進捗状況」については、本

日の議事（１）で触れた内容か。

⇒議事（１）でご報告した項目の内容をさらに掘り下げ、委員会で議論していただくことを考えています。委員会の視点から市で決定した評価を見て、S評価でも不十分な部分、また、それ以外の評価では、さらにこのようなことに取り組んではどうかといったことを助言いただくような形式になるのではないかと考えます。現在でも、事務局が報告した内容についてご意見をいただいておりますが、今後においては、委員会でとりまとめた内容を、改めて市へ報告していただく形式なども考えられるかと存じます。

○事務事業評価に対する外部評価は、現在の形式で実施するのは困難ではないか。

⇒ご指摘のとおり、現在のままでは困難かと考えます。そこで事務局としては、事務事業評価の項目のうち、改革が必要だと原課が判断した内容が、第3次行財政改革行動計画に挙がっているため、それらを対象とすることで、委員会ではポイントを絞った議論をしていただけるのではないかと考えます。

○内部評価が寛大化傾向にあるため、外部評価を行うことで公平性を保つという趣旨は理解できるが、委員会として評価するのは、目標に対する結果や、結果に対する評価がどうかという視点になると考える。その視点では、先ほどの議論にもあった指標の正当性が問題になるのではないか。これに狂いがあると正しい評価ができないと考えるが、目標に対する指標の正当性はどのように考えるのか。

⇒外部評価という形をとることで、設定した指標など、そもそもの内容についてご指摘があった際には、そのご指摘を次年度に反映させるなどのフィードバックにつなげることもできるのではないかと考えます。今までは、いただいたご意見については今後の評価への参考といったことに留まりがちでしたが、より踏み込んだ反映も可能になると考えます。

○第3次行財政改革行動計画の外部評価を行う委員会を新たに設置するとしたら、有識者とともに市民の参加も欠かせないと考える。また、その委員会においては、事務事業評価における評価の寛大化・中心化傾向の是正のため、その基準についても議論が必要なのではないか。

⇒第3次行財政改革行動計画の外部評価として本日、事務局がご提案する内容は、新たな委員会等を設置するのではなく、これまでの「事業仕分け」の取り組みに代えて、この行財政改革推進委員会に報告する内容について、改めて、委員会にてご議論と助言をいただくという形式です。また、事務事業評価における評価の寛大化・中心化傾向については、今年度実施分から評価内容を変更することで、より詳細な評価に向けた取り組みを進めています。なお、事務事業評価の外部評価のご提案内容につきましても、第3次行財政改革行動計画と同様に、行財政改革推進委

員会でご議論いただくものと考えています。

○幼児教育の無償化で、現在の保育所の数では足りないのではないかと。  
⇒本市の保育所の現状としては、希望の保育所に入れずに待機している方はいますが、法令的には待機児童はゼロの状態、民営化や統廃合に向けた取り組みを進めているところです。

○外部評価の観点から、ワークショップ形式で市民の意見を直接聴くという機会を設けてはどうか。

⇒ワークショップ形式等については、現在のところ考えていません。ご意見は多い方が望ましいとは存じますが、行財政改革推進委員会においては、市民からの公募委員が含まれていますので、委員の皆様方から多くのご意見を伺いたいと考えます。

○インターネットを通じた意見聴取なども考えていないか。

⇒現在のところ、その予定はありません。

○事務事業評価については、300以上の項目を委員会で検討することは困難なため、事務局においてどの事業を選定するか、どういったスケジュールで実施するのかなどを整理して議論する必要がある。また、第3次行財政改革行動計画については、昨年度策定した第3次行財政改革大綱の枠組みと基本方針を踏まえた上で、大綱の体系における、行動計画の項目の関わりと、どのような改革につながっているのかを整理しないと、現状のままでは、原課の個別項目が行財政改革でどのような狙いがあるのか見えないまま、改善目標の段階で議論が止まってしまうなど、行財政改革推進本部の会議においても議論が難しいのではないかと。

⇒今後の委員会活動の内容につきましては、本日の委員会で、ある程度の方角性を決定いただきましたら、事務局でスキームを組み立て、次回委員会において改めてご審議いただけるよう、提案させていただきます。

○外部評価の際は、第3次行財政改革行動計画（素案）103項目について、全体を掌握して項目を統廃合したような議論ができるのか、それとも個々の項目の内容を議論することになるのか。

⇒行財政改革推進本部においては、本日ご提案した103項目を第3次行財政改革行動計画の項目にしてはどうかと考えています。しかし、先ほどご指摘のありました、項目間の関係やどのような効果につながるかといった包括的な整理はしていきたいと考えます。

○互いにオーバーラップしている項目があるため、一定の整理をお願いしたい。多くの項目があることで、余計な手間や経費がかかることもあるかと考える。

⇒事業仕分けに代わる今後の取り組みとして、事務局から「第3次行財政改革行動計画の進捗状況に対する外部評価の実施」と「事務事業評価に

	<p>対する外部評価の実施」をご提案しましたが、事務事業評価につきましては、定型的な性格の事業も含め、市の全ての予算事業を包含しているため、第3次行財政改革行動計画につきまして、ご指摘いただいたように項目を整理した上で、当委員会で議論していきたいと考えます。なお、第3次行財政改革行動計画につきましては、平成30年度が初年度のため、進捗状況の評価は平成31年度からとなることから、今年度の委員会では、第2次行財政改革行動計画に対する内容で、試験的に実施することになるかと考えますが、いかがでしょうか。</p> <p>(出席委員、全員異議なし。)</p> <p>では、『「第3次行財政改革行動計画の進捗状況」に対する外部評価の実施』について手法等をまとめ、次回委員会でご提案します。</p> <p>○今回の議論にあった、歳出の抑制だけではなく、歳入の確保に目を向けるべきという考えは重要であり、引き続き歳入確保に努められたい。</p> <p>5. その他</p> <p>◎事務局から、参考資料の内容の説明があった。</p> <p>また、第2回委員会の開催日程の調整を行い、以下のとおり決定した。正式な通知は後日に通知する。</p> <p><b>参考資料2 木津川市組織機構図 (H29.4.1現在、H30.4.1現在)</b></p> <p><b>参考資料3 平成30年度委員会スケジュール (案)</b></p> <p>平成30年度第2回 行財政改革推進委員会 平成30年10月10日(水)午後2時から 場所：木津川市役所本庁舎内会議室(予定)</p> <p>4. 閉 会</p>
<p>その他特記事項</p>	<p>特になし。</p>